

FOR TOMORROW

しぶや
法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈富士山：写真提供 町田和子氏〉

—令和4年度税制改正に関する提言まとまる!— 渋谷税務署長納税表彰者のご紹介

2021.12
No. **573**
令和3年

確定申告／キャッシュレス納付についてのお知らせ	6
事業ア・ラ・カルト	9
企業は誰のものか!	10
いよいよスタート! インボイス制度：準備編	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

12月・1月(2月)実施予定の主な事業について

一般参加可能行事

地域・社会貢献活動

令和4年の新年賀詞交歓会は中止させていただきます！

当初令和4年1月7日(金)に開催の方向で、会場等おさえておりました。国内での新型コロナウイルス感染症も徐々に落ち着いてきてはおり、関係各所とも相談し、当会としても何とか開催の**方策を検討**してまいりましたが、『**新年賀詞交歓会**』は、多人数での飲食を伴う懇談となり、感染拡大防止上もっとも忌避すべき状況となりますので、参加者の健康・安全を最優先として**開催を断念**することといたしました。

2年続いての中止となりますが、ご理解下さいますようお願いいたします。

オンライン講習会のご案内

○1月20日(木)～1月26日(水)『**はじめての印紙税実務**』と題して配信します。

1回2時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能(詳細：同封チラシ参照)

○2月10日(木)～3月2日(水)『**法人税・消費税入門**』と題して配信します。

合計8時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能(詳細：同封チラシ参照)

1：法人税(6時間程度) 2：消費税(2時間程度)

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

◆**申込先** 東京法人会連合会

事業課：TEL 3357-0771

土・日・祝日を除く午前9時～午後4時

1. 申込みの際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先TEL・FAXをお知らせ下さい。

2. 申込み状況によってはお断りする場合があります。

3. 申込み後、別途下記担当法律事務所に電話のうえ、相談日時等を打ち合わせて下さい。

※その際必ず『東京法人会連合会の法律相談』利用の旨を告げて下さい。

4. 相談日時は祝日を除く毎週月曜日から金曜日の午前10時・11時・午後2時・3時・4時

◆**相談料** 1時間まで無料 追加30分に付き：5,500円(税込) 実費支払い

◆**相談資格** 都内各法人会の会員企業および代表者等(同一法人：月1回まで)

◆**相談内容** 法律全般(相続等、会社業務以外の相談も可) 近隣トラブル等は不可

◆**相談担当** 成和パートナーズ法律事務所(新橋)
港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル501号室
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543
都営三田線：内幸町駅A3出口徒歩3分
JR：新橋駅烏森口徒歩7分
東京メトロ銀座線：虎ノ門駅1番出口徒歩5分

※法律相談所での相談となります。電話での相談はお受けしておりません。

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和4年1月24日(月)

午後1時30分～3時30分

場所 渋谷区立商工会館 5F 第一会議室

日時 令和4年2月21日(月)

各午後1時30分～3時30分

場所 渋谷区立商工会館 5F 第一会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。



令和3年度 納税表彰者のご紹介

令和3年度の渋谷税務署長納税表彰式を11月18日(木)に開催し、税務行政に功労のあった方々に表彰状、感謝状を受けていただく予定でしたが、今年度も新型コロナウイルス感染予防のため開催を中止し、それぞれ署からお届けすることになりました。当会で受彰の栄に浴された方々は下記の方々です。

渋谷税務署長表彰状



中田 啓一氏
(理事)
(株)リビングニホンドウ



松本 ルキ氏
(理事)
(株)オールファッションアート研究所



今福 京子氏
(女性部会副部会長)
ケイワークプランニング(株)



長谷川 賀寿夫氏
(青年部会副部会長)
長谷川印刷(株)

渋谷税務署長表彰状



佐藤 潤氏
(青年部会副部会長)
(株)ダイナックス



渋谷税務署長感謝状



太田 幹人氏
(理事)
日邦建物(株)



深海 尚氏
(源泉研究部会副部会長)
小田急電鉄(株)

渋谷税務署長感謝状



小此木 章氏
(地区長)
長島梱包(株)



数村 いづみ氏
(女性部会幹事)
(株)モンクレールインターナショナル



名取 祐宏氏
(青年部会副部会長)
名取不動産(株)



小西 雅恵氏
(地区長)
(株)小野木ビル

常任理事 小林英雄氏が、渋谷都税務所長感謝状を受彰されました。

東京都渋谷都税務所長感謝状



小林 英雄氏
(常任理事)
(有)小林カーテン



表彰状受彰 松本 ルキ氏



感謝状受彰 名取 祐宏氏

正しい税知識を学ぼう

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍の影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」などからなっている。

全法連では、全国75万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組み、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

○感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

○社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえで、その役割と範囲を改めて見直す必要がある。次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医

療制度改革の議論を開始する必要がある。

○医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

3. 行政改革の徹底

○地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

・国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国と地方の公務員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

○中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 法人税関係

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を

本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

4. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

○取引相場のない株式の評価については、企業規

模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

IV 震災復興等

○政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○環境問題に対する税制上の対応として、欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——



渋谷税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 150-8333 渋谷区宇田川町 1-10 渋谷地方合同庁舎 Tel 03-3463-9181 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e - T a x 申告について ～新型コロナウイルス感染防止の観点からご自宅からの e-Tax をご利用ください～

STEP
1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP
2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP
3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日(水)、3日(木) 4日(金)、8日(火)	幡ヶ谷区民会館 1階集会場	渋谷区幡ヶ谷 3-4-1	9:30～11:30 13:00～15:30
2月9日(水)	上原社会教育館 2階大・中学習室	渋谷区上原 3-13-8	【事前申込をお願いします】
2月10日(木)、14日(月)	恵比寿社会教育館 1階展示室	渋谷区恵比寿 2-27-18	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。

ただし、①土地、建物、株式などの譲渡所得や配当所得及び退職所得がある場合、②所得金額が高額な場合、③相談内容が複雑な場合、④税理士に依頼している場合は対象となりませんのでご注意ください。

申告書等の提出のみの場合は、東京国税局業務センター渋谷分室へ郵送または渋谷税務署窓口にてご提出ください。

- 令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。

- オンラインによる事前申込は、令和4年1月5日(水)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

- 電話による事前申込は、令和4年1月11日(火)から可能となります。

【事前申込専用番号：0570-006591】 (受付時間：平日9時～18時)

に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

事前申込専用番号以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。

また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、事前申込をご利用ください。



https://coubic.com/shibuyazei/booking_pages#pageContent

この社会あなたの税がいきている

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の 申告書作成会場の開設について

～郵送での提出先は東京国税局業務センター渋谷分室です～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(水) ～ 3月15日(火) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	【ベルサール渋谷ファースト】 ※渋谷税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。	渋谷区東 1-2-20 住友不動産 渋谷ファーストタワー 2階	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。(注) 【相談】 午前9時15分から開始

(注) ただし、2月20日及び2月27日の日曜日は開場します。

- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非ご利用ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 会場には駐車場及び駐輪場はありません。
- 還付申告をされる方は、1月25日から2月15日までは渋谷税務署にて相談を受け付けております。
- 申告書等の提出のみの場合は、東京国税局業務センター渋谷分室へ郵送または渋谷税務署窓口にてご提出ください。

オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

【案内図】



郵送での提出先



〒150-8060 渋谷区宇田川町 1-10 渋谷地方合同庁舎
東京国税局業務センター渋谷分室

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。また、できる限り少人数でお越しください。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。



みんなの力で法人会を大きく育てよう

渋谷税務署からのお知らせ

税務署窓口での納税は

9時～16時

までをお願いいたします

金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付を行うことができる

「キャッシュレス納付」が便利ですので、この機会にぜひご利用ください

国税の納付手続については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「国税の納付手続」をご覧ください

安全・便利・非対面

キャッシュレス納付のご案内

個人事業者の方

法人の方

申告所得税

消費税及び地方
消費税(個人)

源泉所得税

法人税

消費税及び地方
消費税(法人)

振替納税
(口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する
個人事業者

ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、納付機会の多い方

東京国税局・税務署

2021.9

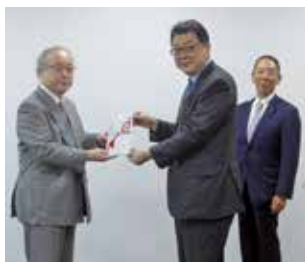
電子納税、電子申告を活用しよう

法人会 事業 アラカルト

福祉に役立ててもらよう、渋谷区に寄付

<社会貢献委員会>

社会貢献委員会では、例年渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問しているが、今年はコロナ感染予防の観点から慰問をせず、子育て事業に役立ててもらよう、10月26日長島会長と増田社会貢献委員長が、渋谷区役所を訪問し、渋谷区社会福祉協議会及び渋谷区社会福祉事業団に合計30万円を寄付した。



増田社会貢献委員長から社会福祉協議会へ



長島会長から渋谷区へ

令和4年度税制改正・消費税 インボイス制度講習会を開催

今年のブロック税務講習会のテーマだったが、コロナ禍のため会場等、ブロック別の開催が困難なため、開催できないブロックが多かった。渋谷法人会館において10月18・21・22・26・28日の5日間、講習会を開催した。



18日税制改正インボイス研修会

出席者は、5日間合計で52名



講師：長岡上席審理担当調査官



22日税制改正インボイス研修会

ブロックだより

3つのブロックで税務講習会を開催！

法人会の各ブロックでは、例年税法改正についての講習会を、10～12月初旬にかけて開催しているが、日



講師：長岡上席



5ブロック税務講習会



挨拶：高群第一統括官



梅原ブロック長

程の都合上開催の有無の判断を8月下旬から9月初旬に決定しなければならないため、今年度はブロックごとの開催を回避するブロックが多く、第5・第9・第10ブロックのみでの開催となった。

内容は、令和3年度税制改正及び、消費税インボイス制度について。出席者は第5ブロック24名、第9ブロック43名。第10ブロックは36名の申込みがあった。



9ブロック税務講習会

部会だより

車イスダンスで「心のバリアフリー」を発信

東北のアーティストTEN-CHI-JINの復興応援曲「雲漢(うんかん)」から生まれた車イスダンス。

去る9月4日(土)、渋谷法人会女性部会は、岩手県大槌町体育館で演奏するTEN-CHI-JINと共にコロナ禍の中、パラリンピックのレガシーに「心のバリアフリー」を渋谷区地域交流センター新橋からオンライン発信した。



参加者の皆さん



車イスダンス

会員の増加は、会員のメリットに通じる

企業は誰

「企業は誰のものか」という問いに対し、「株主や出資者のもの」「経営者のもの」、あるいは「経営者と社員のもの」という答えが一般的かもしれませんが。しかしながら、私はそう思っていません。

株主や出資者といった誰かのものではなく、「社員や取引先、顧客、さらには地域住民を含む、その企業に関わるすべての人々のもの」、つまり「社会皆のもの」という見方、考え方が正しいのではないかと思います。

その理由は、株主や出資者、経営者がいなければ、企業は誕生もしないでしょうし、存続もできませんが、とはいえ、社員や顧客、取引先、仕入先がなければ、その活動は一日たりとも成り立たないからです。

どのような形態の企業でも、必ず社会の支援を受けることで、事業が存続しています。どんな企業でも道路や橋などの公共交通網を利用していますし、上水道や下水道、電気やガス、水など、企業活動に必要不可欠なエネルギーや社会の循環システムも利活用しています。

これらの機関が存在しなければ、企業は一日たりとも、安全、安心を担保された事業活動はできないでしょう。

つまり、企業はこうした関係者や公共財に支援され、守られ、存続できているため、自分の力だけで生きているわけではないのです。

こうして見れば、企業が株主や出資者、経営者など企業を構成する一部の人のものではなく、社会皆のものとするのが正論ではないでしょうか。

行政機関や公的支援機関が、政策面、税制面、金融面、技術開発面、経営面など、様々な面で企業を支援するのも、企業は誰かのものではなく、社会のものとしているからです。

のものが

社会保険労務士 安藤 貴裕

しかし、この基本を十分理解しない会社が、残念ながら多いというのが実態です。例えば不況や為替レートの大幅な変動などにより業績が落ちると、当然のように社員をリストラしたり、縁の下の力持ち的な存在である仕入先や協力企業などに大幅なコストダウンを求めるなど、理不尽な取引を強要する企業も依然多いのも事実です。

どんなに高い技術や商品を有したとしても、「企業は社会皆のもの」という根本原則を忘れ、社会の公器としての使命や責任を疎か、ないがしろにする企業は顧客はもとより、社員をはじめとした関係者が評価するはずがないでしょう。

社会通念に反した企業の言動は、時間が経つにつれ、つじつまが合わなくなり、気づいた社員や市場が、しだいにその企業に見切りをつけ始めるからです。

それもそのはず、誠実に働いている社員は、誰よりもその企業の本当の姿を知っているからです。誠実に働いている社員は、自分たちが勤めている企業の、社会に反するような言動を、決して認めることができず、離職する誠実な社員が発生し、事業活動に影響が出てしまうのです。

こうした行動は顧客も同様です。

その意味では、「企業経営とは何か」という問いは、企業の経営戦略の立案や実施よりも、はるかに重要かつ大切なことかもしれません。

経営戦略などではなく、「企業は誰のものか」という考え方、見方こそが、企業の盛衰を決定づける、それは言い過ぎではないと思います。

いよいよスタート！ インボイス制度・準備編

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～



税理士 小池 正史



リサ：令和5年10月1日から消費税の制度が大きく変わるので準備が必要だと聞いたのですが、どのように変わるのですか？



サキ先生：さすがはリサさん、税制に関する情報に常にアンテナを張っていますね。これまでの消費税改正は主に税率の改正でしたが、今回の改正は「インボイス制度」といって、売手が買手に対して「インボイス（適格請求書）」を作成及び発行して正確な適用税率や消費税額等を伝え、買手はそれらを保存することを義務化するものです。



リサ：それは、具体的にどのような制度なのですか？



サキ先生：「インボイス制度」とは、売手が「インボイス」という記載事項の定められた請求書、納品及び領収書等を作成し、買手がそれらを保存しないと消費税の仕入税額控除が認められないというものです。その内容をしっかり把握していないと皆さんの事業に大きな影響が出てくるので少し勉強しましょう。



リサ：そうですね、消費税の仕入税額控除が認められなければ、税金の負担もかなり大きいものになってしまうので、先生しっかり教えてください。



サキ先生：令和元年10月1日に軽減税率が導入されたことにより、消費税の申告を行う上で売上や仕入に対応する消費税率を正確に計上するため、請求書、レシート及び領収書等の金額を消費税率が10%の部分と8%の部分に区分して記載する「区分記載請求書」の作成及び保存が必要となったことは記憶に新しいかと思います。今回はそれに代えて、令和5年10月1日以降は「適格請求書発行事業者」に登録した事業者だけが発行できる「インボイス」を作成及び保存することが必要となりました。



リサ：「区分記載請求書」と今回の「インボイス」では、記載内容などがどのように違ってくるのですか？



サキ先生：まず、「区分記載請求書」は発行先の氏名又は名称、取引年月日、金額などの取引内容と取引金額のうち税率が10%の取引と8%の取引を明確に区分し記載していれば仕入税額控除の証拠書類となりました。ところが「インボイス」には、区分記載された現行の請求書に①登録番号、②適用税率、③税率ごとに区分した消費税額等の3つの記載事項を追加しなければなりません。また、売手は買手から求められた時には「インボイス」を必ず交付し、写しを保存しなければならなくなりました。



リサ：ところで「インボイス制度」で事前に準備しなければいけないこととは何ですか？



サキ先生：先ほどの請求書等の記載事項の追加に「①登録番号」とありますが、これがないと「インボイス」の発行ができないので、令和3年10月1日から令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者」の登録申請をして「登録番号」を取得しておく必要があります。登録申請はe-Taxソフトでもできるので、忘れずに行ってください。ただし、すべての「適格請求書発行事業者」は消費税の課税事業者となり、基準期間の課税売上が1,000万円以下になっても免税事業者にならないのでご注意ください。免税事業者の方は、今後消費税の申告が必要になるので、事前に税務署や税理士によく相談して「適格請求書発行事業者」に登録するか検討するといいですね。

【筆者紹介】 小池 正史（こいけ まさし）1964年生まれ。東京国税局事務管理課、同法人課税課、統括国税実査官、酒類指導官勤務などを経て、横浜市中区で税理士登録。多業種にわたる企業の財務状況を見てきた経験を生かし、中小企業を中心に決算分析から経営の効率化、税務調査対策等のコンサルティングを行う。

令和3年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)オプティマエージェンシー	岡村 厚志	東2-22-5	5708-5468	インターネット広告業
1	(株)WillPlace	田中 潤	東2-24-6	6418-6694	通信・Webシステム
3	中央労働金庫渋谷支店	木下 宗則	渋谷3-10-13	3409-0671	金融
4	個人会員	山崎 哲也	桜丘町9-18	3476-4060	税理士事務所
4	(株)ディテクト	浮谷 卓匡	南平台町1-8	5457-1212	製造開発
4	プラン・スィー・ドゥー合名会社	富田 大治	南平台町15-1-1304	6455-1511	税理士・社会保険労務士・行政書士
5	FTF(株)Face Records	武井 進一	松涛1-4-9	6407-8541	小売業
7	(株)オフィスロビン	沼口 恵子	幡ヶ谷3-52-5	3375-8186	不動産賃貸業
区外	はり・きゅう・指圧 佳鍼堂	渡辺 佳吾	目黒区上目黒3-10-3	4361-8850	鍼灸院

令和3年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	Multiflavor(株)	磯川 悠	恵比寿3-40-19	6456-2440	デジタルマーケティング、映像制作
1	税理士法人タックザット	坂爪 勸	恵比寿4-27-7	6459-3380	税理士
3	(株)PIM	天野 克哉	渋谷1-2-5	5468-5777	不動産業
4	(株)センターフィールドインターナショナル	中野 隆治	桜丘町26-1		コンサルティング
10	麻布地所(株)	種谷 優豪	千駄ヶ谷1-11-14	3446-8639	情報通信業、不動産業
11	CTP JAPAN(株)	大石 研治	桜丘町26-1	5843-0252	専門商社
区外	(株)ケイスリー	河野 光宏	北区王子本町1-14-9	5948-5689	廃棄物処理業

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

12・1月

『正月の餅』

餅膨れつつ美しき虚空かな 永田 耕衣
 稲作が日本で始まったのは縄文晩期から弥生時代にかけて。餅にするもち米も早い時期から食べられていたらしい。日本人は、餅を神と人を仲介するものだと考えてきた。1年の幸せを願う正月に神前にささげ、その後、みんなで分けて食べることで、神からの祝いを受けようという意味が込められている。本来の形は丸餅だ。

だが、一つ一つ丸めるのは効率が悪い。人口の急増した江戸では、多くの餅を切る必要があり、平らにのばして四角く切った切り餅が主流になっていったという。また、武家社会では「敵をのす」ということで切り餅を好んだという。

餅は少ない量で多くのエネルギーが取れるので、マラソンなどのスタミナの必要な運動には欠かせない。普段からもっと餅を食べてみては。

『年越し』

1年の最後の日を「大みそか」と言い、「大つごもり」とも呼ぶ。「みそか」とは毎月の末日のこと。一方の「つごもり」は月が隠れる日、月ごもりがなまったものとされ、月の満ち欠けを基準としていた旧暦では、月末は月が隠れているのでこう称する。1年の最後の特別な末日なので、いずれも「大」をつけて呼ぶ。

江戸時代、大みそかは借金返済や掛け払い回収の期限日でもあった。井原西鶴は「世間胸算用」で庶民と借金取りとの攻防を活写した。明治になってもその攻防は変わらず、無事に年を越すのが人々の切ない願いだった。樋口一葉の「大つごもり」は、お金を巡る大みそかの庶民のやりとりをつづった短編小説だ。

大みそかは1年のけがれを祓う日でもある。寺院では108の煩惱を祓う除夜の鐘がつかれ、新年を迎える。来年も良い年になりますように。



メールアドレスを登録しよう



～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和4年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和4年1月31日(月)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、
Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の休日運用日> 1/15(土)、1/16(日)、1/22(土)、1/23(日)、1/29(土)、1/30(日)

<eLTAX 利用時間> 8時30分～24時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

※1/15(土)～1/31(月)はメンテナンス時間を除き24時間利用可能です。

<利用手続きについてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【eLTAX ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

<申告内容や納税についてのお問合せ>

【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班 【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から1,300万円(価格が1,300万円未満である場合はその額)が控除されます。
※住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格(評価額)をいいます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準(床面積要件等)とは異なります

①令和4年3月31日までの間に取得した住宅であること

(認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)

②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること

③1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅について)

振替納税を利用しよう

ては、40㎡以上240㎡以下)

【税額の算出方法】

住宅の価格－1,300万円＝課税標準額

$$\text{課税標準額} \times \frac{3}{100} (\text{税率}) = \text{税額}$$

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、

東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索



【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①令和4年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の**1月31日まで**に、減額の申告が必要です。「東京共同電子申請・届出サービス」HPによる申告も可能です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。



主税局ホームページ

しゅば法人No.572
クロスワードパズル●解答

解答 ヒトヤスミ

ヒ	ロ	ウ	イ	シ	ウス
シ	ジ	ハ	ン	キ	リ
ヤ	ム	ト	ド	サ	ラ
ク	リ	ー	ム	ミ	ジン
ヨ	ギ	オ	ン	カ	
ホ	ウ	ジ	サ	ト	ウ
ツ	ヤ	グ	ラ	バ	ス
ト	ン	グ	イ	ロ	シ

◎当選者

しゅば法人No.572の“クロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。ごいしました。

渋谷 峯岸様
神南 石田様
元代々木町 曾根様
代々木 高山様
代官山町 石田様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、**令和3年12月27日(月)**（消印有効）とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

ナンバープレース
パズル

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が
一つずつ入ります。
太線で囲まれた3×3のブロックにも、
1～9までの数字が一つずつ入ります。
A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8
A	B	C	D	E				
2	4	3	2	9				

問題

		6	A			5		
	8		1		3		2	
7		B		5				8
1					C			2
	2		D	8			1	
		3				6		
5			2		1			4
	6			3			7	
		7		6		9		E
A	B	C	D	E				

会員
特典



公益社団法人 渋谷法人会

葬儀支援サービス

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります



ポイント

1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

●対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対 象 者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金 (税込)
● 75歳未満の役員	無料
● 75歳以上の役員および役員のご家族 [※] の方 ※家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。	26.4万円 (税別24万円)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「渋谷法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント

2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応



0120-421-493

まず始めに、「渋谷法人会」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

提携葬儀社

くらしの友

くらしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス
特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

桜新町式場



式場数		2式場
安置室		○
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場		14台

住 所 東京都世田谷区桜新町2-19-16

最寄り駅 東急田園都市線「桜新町駅」西口より 徒歩約5分

アダージョ世田谷代田



式場数		1式場
安置室		○
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場		7台

住 所 東京都世田谷区代田5-10-8

最寄り駅 小田急線「世田谷代田駅」より 徒歩約4分
京王井の頭線「新代田駅」より 徒歩約7分

※記載の斎場のほか、自宅・集会所・町内会館・寺院斎場でもご利用可能です。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス

検索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名: gishiki パスワード: shibuya_hou

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755 ※記載のサービス内容は、状況により変更となる場合がございます。

しぶや法人 第573号／令和3年12月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 長島 祐司 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL: <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/> (会員の購読料は会費に含まれています。)